

令和4年12月12日

令和4年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

令和5年度一般廃棄物処理計画について

4 その他

令和5年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

(12月修正案)



令和5年4月1日

小金井市環境部ごみ対策課

目次

はじめに.....	1
計画の位置づけ.....	2
小金井市のスローガン.....	2
第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況.....	3
1. 令和3年（2021年）度までの一般廃棄物処理量.....	3
2. 令和4年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策.....	4
第2章 令和5年（2023年）度一般廃棄物処理計画.....	9
1. 一般廃棄物処理計画.....	9
2. 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」.....	10
3. 施策の展開.....	12
第3章 ごみ処理体制.....	17
1. 家庭系.....	17
2. 事業系.....	22
第4章 ごみ処理.....	24
1. 可燃ごみ.....	24
2. 不燃・粗.....	24
3. 不燃・粗大ごみ処理施設.....	25
4. 最終処分場・エコセメント化施設.....	25
第5章 動物の死体処理について.....	26
1. 市へ届け出るもの.....	26
2. 市が収集するもの.....	26
3. 処理方法.....	26
第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について.....	27
1. 市が収集しない一般廃棄物について.....	27
2. 処理方法の変更.....	27
3. 災害廃棄物について.....	27
第7章 生活排水処理について.....	28
1. 収集運搬.....	28
2. 処理.....	28

校正予定

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間令和2～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため平成30年3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。令和4年8月には二枚橋焼却場跡地において小金井市野川クリーンセンターが本格稼働しました。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備することとしており、令和6年度中の稼働開始を目指しています。本事業の推進に当たり、施設並びに建設予定地周辺にお住まいの皆様並びに関係者に感謝申し上げます。

社会全体に目を向けると令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、長らく社会経済活動が制約されてきました。ごみの排出パターンにもその影響は及んでいます。テレワークの普及、WEB会議化促進に伴い、事業所単位では排出される廃棄物が横ばいであることに對し、家庭から排出されるごみでは、商品運搬用の箱や容器が増加傾向にあります。

そのような中、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プラスチック資源循環促進法が施行され、容器のみならずプラスチック製

品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みを構築する必要に迫られています。

この他、食品ロスの削減の推進に関する法律への対応も含め、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指すため、令和5年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとし、サブタイトルには、3Rの中でも最優先項目である「リデュース」を意識して、市民の皆様にはごみを出さないライフスタイルを日常生活の中に定着していただきたいと考えています。

第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 令和3年（2021年）度までの一般廃棄物処理量

(1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系 一般廃棄物 ※1	燃やすごみ	11,600	11,631	11,783	12,408	12,304
	燃やさないごみ	1,442	1,440	1,443	1,636	1,552
	プラスチックごみ	2,263	2,254	2,250	2,375	2,317
	粗大ごみ	900	918	1,011	1,084	994
	有害ごみ	39	40	42	46	43
	資源物	8,655	8,555	8,696	9,139	8,784
	集団回収	1,599	1,534	1,500	1,384	1,340
	小計	26,498	26,372	26,725	※2 28,072	27,334
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	364	390	544	1,447	1,571
	燃やさないごみ	4	6	0	0	0
	小計	368	396	544	※3 1,447	1,571
合計		26,866	26,768	27,269	29,519	28,905

※1 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）と集団回収を合わせたごみ排出量です。

※2 家庭系一般廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワークなど、家庭で過ごす時間が増えたことにより増加したと考えられます。

※3 事業系一般廃棄物の排出量は、小金井市が広域支援を受けている間、民間の一般廃棄物処理施設に搬入されていたものが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始に伴い増加したものです。

(2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	265	263	263	275	270
	燃やさないごみ	33	33	32	36	34
	プラスチックごみ	52	51	50	53	51
	粗大ごみ	21	21	23	24	22
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	資源物	198	193	194	203	193
	集団回収	37	35	34	31	29
	小計	605	596	597	623	601
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	8	9	12	32	35
	燃やさないごみ	0.1	0.1	0	0	0
	小計	8	9	12	32	35
合計		613	605	609	655	635

※ 四捨五入による表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

2. 令和4年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和4年度一般廃棄物処理計画では、基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針としたうえで、「新しい生活様式」を取り入れて各施策の展開を図るとしてまいりました。ごみの減量及び資源化の推進に向け、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済活動の自粛等により、昨年度に引き続き、施策の展開を一時休止、あるいは中止せざるを得ない状況となりました。

【一時休止・中止した施策の例】

市民まつり、ごみ減量キャンペーン、 など （主に対面形式で実施する事業）

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）、再使用の促進（リユース）、資源循環システムの構築（リサイクル）、分別・啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域における3Rの推進、事業活動における3Rの推進、行政における3Rの推進」という8の計画項目を定めて各施策の展開を図りました。

特に、計画項目の中でも重点的に取り組む項目として位置付けているものに注力し、新たな施策を展開しました。

「1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）」については、新たな取り組みである食品ロスマッチングサービス「小金井カメすけ」の実証実験を開始し、サービス導入による食品ロスの削減効果を図ったほか、ウォータースタンド株式会社と協定を締結し、市内の公共施設にマイボトル専用給水機を設置することで、マイボトルの利用促進を図りました。

また、「2 再使用の促進（リユース）」については、野川クリーンセンターの稼働開始により、搬入した粗大ごみから再生可能な家具類の補修等を行ったあと、令和3年6月に市と協定を締結した地域情報サイト「ジモティー」にリユース品を掲載して、市民の皆さんへ還元していくリサイクル事業「ゆるる輪」の試行実施を開始しました。

各施策の実施状況は、次のとおりです。

施策表の表記については、【充実】、【強化】、【重点】と区分けしています。

【充実】…既存の枠組みの中での向上を伴う施策

【強化】…既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策

【重点】…強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

具体的な取組に関しては、取組内容毎に記録を行い、次年度の処理計画に活用していきます。

活動結果：令和4年12月31日現在

計画項目	取組内容	具体的な取組（主なもの）	活動結果
1. ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）			
	(1) 食品ロス削減の推進 【重点】	・食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」実証実験の実施 ・フードドライブの実施	・「小金井カメすけ」店舗数〇店舗 ・フードドライブ 〇〇件、〇〇kg
	(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 【強化】	・水切りや自家処理に関する広報・啓発	・市報への掲載
	(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 【強化】	・マイボトル利用促進のための公共施設へのマイボトル専用給水機の設置 ・ウォータースタンド株式会社との協定締結	・マイボトル専用給水機の設置 (公共施設13箇所)
	(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 【強化】	・リデュース全般に関する広報・啓発	・減量チラシの発行 〇〇部
2. 再使用の促進（リユース）			
	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 【重点】	・野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の試行実施の開始	・「ゆづる輪」引き渡し件数 〇件
	(2) くつ・かばん類の有効活用の推進 【強化】	・くつ・かばん類の拠点回収実施	・夏休み拠点回収の実施
	(3) リユース食器の有効活用 【充実】	・リユース食器の無料貸し出し	・貸出件数 〇件
	(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 【充実】	・リユース全般に関する広報・啓発	・減量チラシの発行 〇〇部
3. 資源循環システムの構築（リサイクル）			
	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 【強化】	・効率的な資源化ルートの検討 ・リサイクル全般に関する広報・啓発	・新しいリサイクルルートの検討
	(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 【充実】	・生ごみ減量化処理機器使用状況調査の実施	・WEBアンケートの実施

計画項目	取組内容	具体的な取組（主なもの）	活動結果
	(3)生ごみ資源化施策の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み生ごみ投入リサイクル事業における子ども向けスタンプラリーの実施 ・生ごみ乾燥物回収世帯向け収穫体験の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・投入量 ○○kg
4. 分別・啓発活動の強化			
	(1)正しい分別方法の周知と徹底 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリケーションの広報・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーション累計ダウンロード数○○人
	(2)清掃指導員による分別指導の徹底 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による分別指導実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別指導の実施
	(3)わかりやすさを重視した啓発の強化 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの出展 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フォーラムへの出展
	(4)転入者を対象とした啓発の強化 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・リサイクルカレンダーの配布 ・集合住宅を管理している不動産会社と連携 ・転入者用チラシの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布の実施
	(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け資源循環動画の活用 ・市報掲載内容の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市施設排出量のグラフ化
5. 環境教育・環境学習の推進			
	(1)小・中学校を対象とした環境教育の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、最終処分場等）見学の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施 ○回 ・各施設への見学の実施 ・浅川可燃ごみ処理施設 ○回 ・野川クリーンセンター ○回 ・啓発資料の市内各学校への送付
	(2)町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・出張講座・講習会の実施 ・施設見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張講座の実施 ○回 ・施設見学会の実施
6. 地域における3Rの推進			
	(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フォーラムでの広報の実施 ・ごみゼロ化推進員に対するごみ相談制度についての説明の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けごみゼロ化推進会議の紹介資料の作成

計画項目	取組内容	具体的な取組（主なもの）	活動結果
	(2) 集団回収事業の支援と周知 【強化】	・ 集団回収に関する広報・啓発	・ 要綱改正による手続きの効率化
	(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 【強化】	・ コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機設置の検討 ・ 出張講座・講習会の実施	・ 連携コンビニエンスストアへのペットボトル自動回収機設置
7. 事業活動における3Rの推進			
	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】	・ 個別指導の実施	・ 個別指導の実施
	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進 【重点】	・ 個別指導の実施	・ 市ホームページでの啓発
	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 【強化】	・ 個別指導の実施	・ 排出状況の把握 ・ 個別指導の実施
	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【強化】	・ 個別指導の実施	・ 排出状況の把握 ・ 個別指導の強化
	(5) 認定事業所の周知と拡大 【強化】	・ 認定事業に関する広報・啓発	・ 事業所数の増加に向けたごみゼロ化推進員との連携
	(6) 店頭回収の推進 【強化】	・ コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機設置の検討 ・ 店頭回収の拡充に向けた、事業者との連携を推進	・ 連携コンビニエンスストアへのペットボトル自動回収機設置
8. 行政における3Rの推進			
	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 【重点】	・ 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定	・ ごみ箱の減数 ・ ごみの排出状況確認の実施
	(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 【充実】	・ 組成調査の実施	・ 組成調査の実施
	(3) 環境負荷低減の推進 【充実】	・ グリーン購入の推進	・ グリーン購入の徹底

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目	取組内容	具体的な取組（主なもの）
1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・収集運搬体制の確保
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ふれあい収集の実施
2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】	・処理・処分体制の確保
	(2) 中間処理量・最終処分量の削減 【充実】	・計画項目1の履行による中間処理量・最終処分量の削減
	(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】	・広報媒体を活用した最新情報の提供
	(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】	・啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 ・定期的なパトロールの実施
	(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】	・組成分析の実施
3. 廃棄物処理を支える体制の確立		
	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 【強化】	・3市ごみ減量推進市民会議への参画
	(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】	・都道における動物死体処理の情報共有
	(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 【強化】	・地域包括連携協定事業者との連携と情報共有
	(4) 清掃関連施設の整備 【強化】	・中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進
	(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 【強化】	・災害時体制の整備 ・災害廃棄物処理計画及びマニュアルに基づく訓練の実施 ・「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結
	(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 【充実】	・廃棄物会計の情報公開
	(7) 環境基金の有効活用 【充実】	・環境基金の有効活用

第2章 令和5年（2023年）度一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

(1) 一般廃棄物処理計画（量）

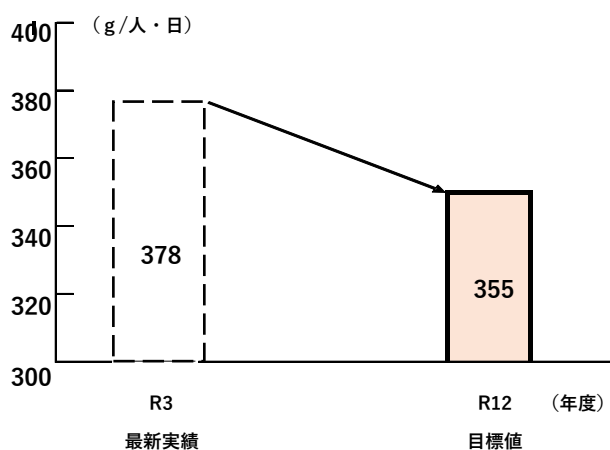
単位：t

	分別区分	R3実績（参考）	R5	R12
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,304		11,045
	燃やさないごみ	1,552		1,399
	プラスチックごみ	2,317		2,253
	粗大ごみ	994		917
	有害ごみ	43		40
	資源物	8,784		8,762
	集団回収	1,340		1,533
	小計	27,334		25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,571		2,379
	燃やさないごみ	0		6
	小計	1,571		2,385
合計		28,905		28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

人口の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家庭系ごみが増加しています。本計画は、**修正予定**に基づく予測から処理計画（量）を決定するところですが、新型コロナウイルス感染症における見通しが不透明な状況が続いていることから、令和4年度の計画（量）については、令和2年度実績に令和3年度の上半期の実績を反映して決定しています。

(2) 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）



基本計画においては、家庭系一般廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、集団回収）から資源物と集団回収を除いた市民1人1日当たりの「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定しています。

2. 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」

令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し、感染対策と感染拡大予防対策として「新しい生活様式」への移行を余儀なくされました。新型コロナウイルス感染症感染拡大以前の廃棄物と、「新しい生活様式」への移行後では、廃棄物の量や種類にも変化が見られており、取扱いに関して細心の注意を払う必要があります。

廃棄物の処理は市民生活を維持するために不可欠であるため、安定的な収集・運搬・処理を継続するためには、市民・事業者・行政が一丸となり、感染症対策を進めることが重要です。

(1) 廃棄物の量と種類

「新しい生活様式」により、一般家庭や事業所などから、使用済みのマスク等が多く排出されるようになってきています。また、テレワークの普及、WEB会議化促進に伴い、弁当などのプラスチック製品が多く排出され、家庭から排出されるごみが増加しているほか、広域支援を受けている間、民間処理施設に搬入されていた事業系一般廃棄物が、可燃ごみ処理施設の本格稼働により、小金井市に再び搬入されるようになったことから、事業系ごみが増加しています。

(2) 廃棄物排出時の取組

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策は次のとおりです。これらの取組を実践することで、感染を予防することができます。

タイミング (実施者)	取組内容
排出時 (排出者)	<ul style="list-style-type: none">・ごみ袋はしっかり縛って封をする（散乱せず、運びやすいため）・ごみ袋の空気を抜いて出す（収集時の袋の破裂を防止するため）・生ごみの水切りをする（ごみの減量のため）・普段からごみの減量を心がける（ごみの減量のため）・分別・収集ルールの確認（普段と異なる分別・収集になっている場合があるため）
	<p>【感染した方や、その疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方】</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ箱にごみ袋をかぶせ、一杯になる前に早めに捨てる・ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出す（ごみが袋の外側に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にする）・ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗う

収集運搬時 (作業者)	<p>【作業前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理・体調把握の実施 ・密集・密接・密閉（3密）の回避 ・手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用
	<p>【作業中・休憩中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素手でごみ・手袋の外面・顔に触らない ・こまめに消毒をする ・車の換気を行い、複数人乗る場合には必ずマスクを着用する ・休憩の際の密集・密接・密閉（3密）の回避
	<p>【作業後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・洗浄の徹底 ・手洗いの徹底 ・着替え時等の注意（作業着や防護具を外すとき 等）
処理作業時 (作業者)	<p>【作業前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理・体調把握の実施 ・換気と密集・密接・密閉（3密）の回避 ・手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 等
	<p>【作業中・休憩中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素手でごみ・手袋の外面・顔に触らない ・選別ライン等での対面作業を避ける ・こまめに消毒をする ・車の換気を行い、マスクなしで近距離での会話等は控える ・休憩の際の密集・密接・密閉（3密）の回避 等
	<p>【作業後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・洗浄の徹底 ・手洗いの徹底 ・着替え時等の注意（作業着や防護具を外すとき 等） 等

※処理作業時には様々な作業工程があるため、ここでは一例を挙げています。

3. 施策の展開

令和5年度は、基本計画に基づき、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針としたうえで、「新しい生活様式」を取り入れて各施策の展開を図ります。

【基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として定め、取組を展開します。

- ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
- ② 再使用の促進（リユース）」
- ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
- ④ 分別・啓発活動の強化
- ⑤ 環境教育・環境学習の推進
- ⑥ 地域における3Rの推進
- ⑦ 事業活動における3Rの推進
- ⑧ 行政における3Rの推進

- 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。

- ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
- ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
- ③ 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、様々な事業の抑制を余儀なくされました。令和5年度については、休止していた事業の再開も踏まえ、各施策をより充実したものとしていきます。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年8月に本格稼働を開始

し、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設は現在稼働に向け整備を進めています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、引き続きごみ減量と資源化に取り組まなければならない、そのためには、ごみの種類に合わせ、より効果的な発生抑制の手段を検討し、施策として展開することが必要です。

また、新しい生活様式により家庭で過ごす時間が増えたことで、家庭ごみが増加傾向となっています。ごみの減量と資源化を進めるためには、分別方法の周知を図るとともに、取組への参加を促す対策を強化し、減量化を進めることができるような施策を検討し、支援を行わなければなりません。

その他、広域支援を受けている間、民間処理施設に搬入されていた事業系一般廃棄物が、可燃ごみ処理施設の本格稼働により、小金井市に再び搬入されるようになったことで排出量が増加していることから、事業系一般廃棄物に関しても、発生抑制の取組強化が重要となります。

基本計画では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」、「強化」、「重点」に区分しています。令和5年度は、発生抑制を最優先とした3Rの推進各計画項目において「重点」と位置づけた項目の施策について、積極的に施策の展開を図ります。

基本計画における重点項目

計画項目	取組内容
1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	(1) 食品ロス削減の推進
2 再使用の促進（リユース）	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進
3 資源循環システムの構築（リサイクル）	(3) 生ごみ資源化施策の推進
4 分別・啓発活動の強化	(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
5 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
6 地域における3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
7 事業活動における3Rの推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進
8 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底

重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の本格実施 ・フードドライブの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小金井カメすけ」登録店15店舗 ・フードドライブ実績 前年比増
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大 	「ゆづる輪」における引き渡し数 前年比増
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大型生ごみ処理機器賃貸借契約の見直し 	生ごみ資源化施策の方向性を定める
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータ化の検討 	2件
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、最終処分場等）見学会の推進 	実施回数の増加（前年比）
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出張講座 ・講習会の実施 ・施設見学会の実施 	実施回数の増加（前年比）
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ごみ相談員制度の活用の検討 	ごみゼロ化推進員の増員に向けた広報の強化
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導の実施 	排出状況の把握、個別指導の実施
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 	排出量削減に向けた取組の実施

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例
1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・ 収集運搬体制の確保 等
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ ふれあい収集の実施 等
2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】	・ 処理・処分体制の確保 等
	(2) 中間処理量・最終処分量の削減 【充実】	・ 計画項目1の履行による中間処理量・最終処分量の削減 等
	(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】	・ 広報媒体を活用した最新情報の提供 ・ 専門業者との情報交換 等
	(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】	・ 啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 ・ 定期的なパトロールの実施 等
	(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】	・ 組成分析の実施 等
計画項目	取組内容	具体的な取組 例
3. 廃棄物処理を支える体制の確立		
	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 【強化】	・ 3市ごみ減量推進市民会議への参画 等
	(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】	・ 綿密な連携による情報の共有 等
	(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 【強化】	・ 綿密な連携による情報の共有 等

<p>(4) 清掃関連施設の整備 【強化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 等
<p>(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 【強化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時体制の整備 ・ 災害廃棄物処理計画及びマニュアルに基づく訓練の実施 ・ 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結 等
<p>(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 【充実】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コストの管理 ・ 情報の公開 等
<p>(7) 環境基金の有効活用 【充実】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基金の有効活用 等

第3章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集（回収）

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せとものなど	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式含む）※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる

※ コードレスで使用できる電気製品には、すべて充電式電池が使用されています。充電が切れていたり、使用できなくなっても、発火や爆発の恐れがありますので、外側がプラスチックの場合であるとしても、必ず有害ごみとして排出しなければなりません。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
	ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる 雑誌・本 紙ひもで縛る
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径1.5cm以内・束の大きさ30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 4.5リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

新型コロナウイルス感染症感染拡大を防ぐ廃棄例



- ごみ袋はしっかり縛って封をする
- 生ごみは水切りをする
- ごみ袋の空気を抜いて出す
- 感染したり感染が疑われる場合は、ごみに直接触れることがないように、しっかり縛って出す

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用
（テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）
：約18g）



(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設
燃やさない ごみ	積替・ 保管 （委託）	金属・プラスチ ック類等の複合 品など	野川クリーン センター
プラスチック ごみ	積替・ 選別 （委託）	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック	民間処理施設
粗大ごみ （可燃系）	選別・ 解体 （委託）	木質家具、ふと んなど	野川クリーン センター
			浅川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設
			民間処理施設
粗大ごみ （不燃系）	選別 （委託）	自転車など大部 分が金属のもの 上記以外の複合 素材・金属・小 型家電製品など	野川クリーン センター
			民間処理施設
			民間処理施設
有害ごみ	破碎・選別（委託）		野川クリーン センター
			民間処理施設
びん	破碎・選別（委託）		民間処理施設
スプレー缶	選別（委託）		野川クリーン センター
空き缶	選別・プレス（委託）		空缶・古紙等 処理場
金属	選別（委託）		空缶・古紙等 処理場

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
ペットボトル	選別・プレス(委託)	空缶・古紙等 処理場	資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	選別(委託)	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替・保管(直営)	空缶・古紙等 処理場	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ			資源化（NPO法人に寄付）
くつ・ かばん類	選別(直営)	市施設内また は空缶・古紙 等処理場	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる <例> ・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる <u>枝 木</u> ：ひもで縛る <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋、 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

（3）適正処理方法

事業所から排出される一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（神奈川県愛川町）、株式会社 J バイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）など）にて適正に処理しなければなりません。

第4章 ごみ処理施設等に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



2. 小金井市野川クリーンセンター

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月1日から本格稼働しています。

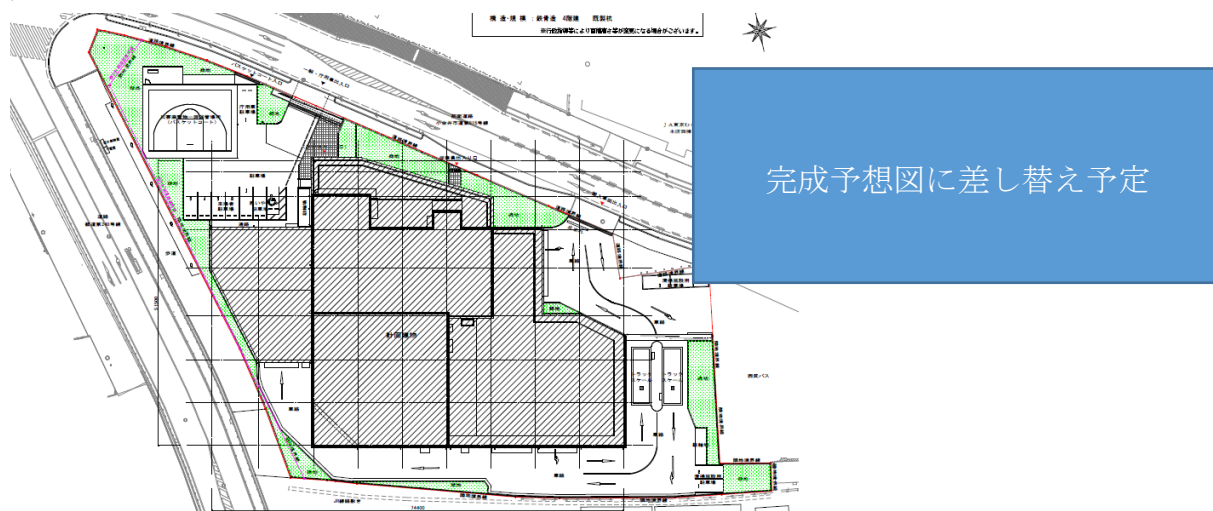
- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



3. 資源物処理施設

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。

- (1) 施設名称：(仮称) 資源物処理施設
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t/5h



4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第5章 動物の死体処理について

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

(1) 市に処理申込みがあったペットの死体

(2) 飼い主不明の犬・猫などの死体（公有地にあるものに限る）

(3) 都知事管理道路における死体処理に関して変更予定

3. 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1. 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類、乾燥機、エアコン

(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)

- (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収または、資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収)

- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く。）、フロンガスを使用している製品など

(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)

- (4) オートバイ

(メーカーにより自主回収)

- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

(市内薬局により自主回収)

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物について

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

第7章 生活排水処理について

1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	82	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式